

松江市脱炭素先行地域推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「松江市脱炭素先行地域推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、松江市のゼロカーボンシティ(2050年温室効果ガス排出実質ゼロ)及び我が国全体の脱炭素社会の実現に向けて、エネルギーの地産地消の推進、再生可能エネルギーの導入拡大、並びに松江市の地域特性を踏まえた地域脱炭素化(地域課題の解決による暮らしの質の向上)に向けた脱炭素先行地域の取組を共に考え、共に取組んでいくことを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 脱炭素先行地域内のゼロカーボンシティ実現に向けた施策の推進に関する事。
- (2) 脱炭素先行地域内のゼロカーボンシティ実現に向けて必要な情報の提供及び意見の交換並びに情報発信に関する事。
- (3) 脱炭素先行地域内の取組について、進捗状況、取組評価、課題の整理、スケジュールの確認に関する事。
- (4) 上記を始めとした「2030年度までに脱炭素先行地域のCO₂排出量実質ゼロ」の実現を契機とする、環境・地域経済・社会の統合的取組の推進に関する事。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(構成)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同し、その推進に取り組む、市、脱炭素先行地域計画提案者の共同提案者(別表1)で構成する。

(組織)

第5条 協議会には会長及び副会長を置く

- 2 会長は、松江市長をもって充てる。
- 3 副会長は、会員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 会員に事故があるとき、協議会の運営上必要であるときは、会長が変更できるものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し開催する。

- 2 会長が必要であると認める時は協議会の会員以外の出席を認めることができる。

(タスクフォース)

第7条 協議会は、第2条の目的を達成するためタスクフォースを設置することができる。

- 2 タスクフォースは必要に応じて会長が招集し開催する。
- 3 タスクフォースに関して必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第8条 協議会は必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは会長が任命する。
- 3 アドバイザーは協議会会議、タスクフォース会議に、会長の招集により出席できるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、松江市環境エネルギー部環境エネルギー課 に置く。

(秘密保持)

第10条 会員（アドバイザーを含む）は、協議会、タスクフォースおよび相互の交流を通じて知り得た情報、秘密等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に関係者の同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 退会後についても、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(規約の制定改廃)

第11条 この規約の制定改廃は会長が行い、改廃した場合は、会員に通知する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和5年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

構成団体名等
松江市
株式会社山陰合同銀行
ごうぎんエナジー株式会社
中国電力株式会社
日鉄エンジニアリング株式会社
日鉄環境エネルギーソリューション株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ
東京海上日動火災保険株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
株式会社日本旅行
一般社団法人しまね産業資源循環協会
アースサポート株式会社
一般社団法人松江観光協会

タスクフォース（第7条関係）

オンサイト・オフサイト PPA タスクフォース
ソーラーカーポートタスクフォース
温泉施設脱炭素化タスクフォース
新電力メニュータスクフォース
グリーンスローモビリティ導入タスクフォース
EVシェアリングサービス導入タスクフォース
リユース発電タスクフォース
カーボンニュートラル観光タスクフォース
バイオマス・ブルーカーボン推進タスクフォース

アドバイザー（第8条関係）

BIPROGY
島根県
松江市観光振興公社
旅館組合（脱炭素先行地域エリア関係）